

# 令和5年度 指定管理者モニタリング評価シート

施設所管課名

建設部土木計画課

## 1 施設概要

施設名称	自転車等駐車場
指定管理者名	パーキングコミュニティよこすか
指定期間	平成31年（2019年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日（6年間）

## 2 総合評価

<p>毎年実施している利用者満足度調査の結果や、モニタリングでも接遇の向上は確認できており評価できる。年度途中で新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、利用者数が徐々に回復する中、適切な管理運営を行っていた。また、電動キックボードやレンタルサイクルの設置にも協力いただき、本市の観光誘致にも協力していただいた点も評価できる。</p> <p>来年度も引き続き、人員配置などの管理運営方法の見直しを行い、経費削減を図るとともに、利用者の安全確保のために施設の維持・管理を積極的に実施することを期待している。</p> <p>年間を通じて、施設の管理状況や管理の執行体制等、特に大きな問題もなく業務が遂行されており、全体として評価できるものとなった。</p>
---

## 3 管理実績評価

評価項目	評価内容	施設所管課評価	
		評価	特記事項
法令遵守	○関連する法令、条例等を遵守して業務が行われているか。	B	
	○個人情報の保護措置や情報公開制度の適正な運用が確保されているか。	B	
施設管理	○条例や協定書等に基づき、開館日・開館時間等を遵守しているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われているか。	B	
	○条例や協定書等に基づき、使用料又は利用料金に係る手続が適正に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設及び設備の保守点検等が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の清掃業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設の警備業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、物品の管理が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、施設等の修繕業務が適切に行われているか。	B	
	○協定書等に基づき、事業報告書等の書類が期限までに提出されているか。	B	
	○施設管理を行う中で生じた施設課題に適切に対応しているか。	B	

利用者への配慮	○利用者間のトラブルや不適切な施設利用者への対応が適切に行われているか。	<b>B</b>	
	○利用者からの意見を聴取し、業務改善に活用しているか。	<b>B</b>	
リスクへの対応	○事故や災害などの不測の事態への対応策が講じられているか。	<b>B</b>	
	○事故や災害などの発生時には、必要な措置を講じるとともに、速やかに市への報告がされているか。	<b>B</b>	
障害者、男女共同参画及び多様な性への配慮	○障害者の雇用や障害者就労施設等からの物品購入などの障害者への配慮がされているか。	<b>B</b>	
	○性別による差別のない雇用やワークライフバランスの実現に向けた取組など男女共同参画への配慮がされているか。	<b>B</b>	
	○多様な性に関する差別やハラスメントの禁止に関する内規の整備や多様な性に関する研修の受講、多様な性も考慮した福利厚生提供、顧客や取引先など外部に向けた環境整備やサービスの取組など多様な性への配慮がされているか。	<b>B</b>	
地域貢献	○地元人材の雇用が行われているか。	<b>B</b>	
	○市内中小企業等への発注が行われているか。	<b>B</b>	
	○市内の団体・施設・企業等との連携が行われているか。	<b>B</b>	
	○その他の地域貢献が行われているか。	<b>B</b>	
障害者雇用※ ※雇用義務のある団体（従業員を43.5人以上雇用している団体）のみ評価	○障害者雇用率が法定雇用率（2.3%）を達成しているか。	<b>B</b>	
人員体制	○必要な人員が配置されているか。	<b>B</b>	
	○職員への研修等の人材育成は計画通りに実施されているか。	<b>B</b>	
	○人件費の設定は適切か。	<b>B</b>	

労働基準※ ※労働基準法上、作成又は届出義務のある団体のみ評価	○就業規則の労働基準監督署への届出がされているか。	<b>B</b>	
	○労働者に労働条件通知書を交付しているか。	<b>B</b>	
	○時間外・休日労働協定届（36協定届）の労働基準監督署への届出がされているか。	<b>B</b>	
	○社会保険や雇用保険に加入しているか。	<b>B</b>	
経費削減	○経費の削減の取組は行ったか。	<b>B</b>	
	○経費の削減分を活用して、市民サービスの向上などの取組を行ったか。	<b>B</b>	
事業計画の実現性	○事業計画を確実に実施するに足る物的能力、人的能力を有していると認められるか。	<b>B</b>	
利用者サービスの向上	○利用者の視点に立った接遇能力の向上を図れるものになっているか。また、提案事業は、利用者満足度が高くなるような提案となっているか。	<b>B</b>	
有効かつ積極的な実施	○施設の修繕（1件につき130万円以下のもの）に対する積極性があり確実に実施することができるか。	<b>B</b>	
休業時の対応	○営業時間外および休業日において、問題が発生した場合の対応策が考えられているか。	<b>B</b>	
利用料金収入の適切な清算	○利用料金の収納、納付金の納付等にあたり、不正を防止するための内部統制は適切に構築されているか。	<b>B</b>	

評価	判定基準
A	協定書等※に定める水準を上回っている。
B	協定書等※に定める水準どおりである。
C	協定書等※に定める水準に達していない。

※協定書等…基本協定書、年度協定書、仕様書、募集（申請）要項及び事業計画書のことをいう。

#### 4 収支状況評価

収支総額は新型コロナウイルス感染症の影響や在宅ワークの推進等により利用料金収入がコロナ前の水準には戻らず、赤字となってしまったが、市民サービスの提供に問題はなかった。もっとも、次年度の管理運営においては、新型コロナウイルス感染症5類移行後の利用料金収入の増や人件費の増など、個別の収支に注視していく必要がある。